

令和5年5月1日

保護者のみなさま

南井上小学校長 谷口 睦子

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う学校の対応について (お知らせとお願い)

若葉の候、みなさまには、ますますご健勝のことと存じあげます。日頃より本校教育にご協力いただき心より感謝申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行（令和5年5月8日より）に伴う学校の対応について教育委員会より学校に届いた通知をもって概要をお知らせします。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2023.5.8～）

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改訂版）」

「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」

～文部科学省初等中等教育局～

〈令和5年5月8日以降の感染症対策について〉

- (1) 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方については5類感染症への移行後も引き続き ①家庭との連携による児童の健康状態の把握 ②適切な換気の確保 ③手洗いの手指衛生や咳エチケットの指導 といった対策をしていきます。学校教育活動においては児童・教職員ともマスクの着用を求めないことを基本としていきます。
- (2) 地域・学校において感染が流行している場合は ①近距離・対面・大声での発声や会話を控えること ②児童がふれ合わない程度の身体的距離を確保する 等の措置を一時的に講ずることも考えられます。
- (3) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒に対する出席停止の期間は 「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とします。
* 症状が軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸症状が改善傾向にあること
- (4) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨させていただきます。この際、感染の有無やマスクの着用の有無により、児童間で差別偏見がでないよう、適切に指導を行ってまいります。
- (5) 濃厚接触者の特定は行われなくなります。5月8日以降は、同居家族が感染者であっても、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童と感染対策を行わずに飲食をしたものであっても、新型コロナウイルスへ感染症の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止の対象とする必要はなくなりました。
- (6) 咽頭炎、咳等普段と異なる症状がある場合は自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう ご協力をお願いします。